

各務原市プロポーザル方式実施要綱

(平成28年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市が発注する契約案件の受注者の候補をプロポーザル方式により決定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、性質又は目的が価格のみによる競争に適しないと認められる事業において、当該事業に係る実施方針、実施体制、技術提案等に関する企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等を勘案し、総合的な見地から評価を行い、最適な提案者（以下「提案採用者」という。）を次の各号のいずれかに掲げる方法により決定する方式をいう。

- (1) 公募により、各務原市契約規則（昭和39年規則第9号）第21条第4項に規定する競争入札参加者名簿に登録された者（以下「名簿登録業者」という。）から事業者を募り、参加資格条件等に適合する提案書の提出を受け、提案採用者を決定する方法（以下「公募型プロポーザル方式」という。）。ただし、名簿登録の有無に関わらず広く提案を求める必要があると市長が認める契約案件については、名簿登録業者以外から提案書の提出を受けることができるものとする。
- (2) 市長が、名簿登録業者であって受注した事業の経歴、技術職員の経歴等を勘案し、発注しようとする事業に関し十分な履行能力を有すると認められるものうち指名した者から提案書の提出を受け、提案採用者を決定する方法（以下「指名型プロポーザル方式」という。）

(事前協議)

第3条 プロポーザル方式を実施しようとする課等（以下「所管課等」という。）の長（以下「所管課長等」という。）は、事前にプロポーザル方式採用協議書（様式第1号）により総務部長にプロポーザル方式の採用の可否等について協議しなければならない。

2 総務部長は、前項の規定による協議があった場合は、速やかにプロポーザル方式の採用の可否等を決定し、プロポーザル方式採用結果通知書（様式第2号）により所管課長等に通知するものとする。

(公募型プロポーザルの公表事項)

第4条 公募型プロポーザル方式を実施する場合は、市のウェブサイト等で次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 事業名、事業内容及び履行期間又は履行期限
- (2) 事業費の上限額
- (3) 提案採用者を決定するための評価基準（以下「評価基準」という。）
- (4) 参加資格要件
- (5) 提案書を提出するための手続
- (6) 第11条に規定する提案採用者の資格喪失に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(指名型プロポーザル方式における提案書の提出依頼)

第5条 指名型プロポーザル方式を実施する場合は、前条各号に掲げる事項を記載した依頼書により、当該指名した者に提案書の提出を依頼するものとする。

(所管課長等の所掌事務)

第6条 所管課長等は、プロポーザル方式の実施に当たり、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 参加資格要件の決定
- (2) 指名型プロポーザル方式における指名業者案の決定（ただし、当該契約案件が、設計額等3,000万円以上の工事、設計額等500万円以上の委託又は設計額等1,000万円以上の製造の請負、物件の買入れその他の契約に関するものである場合を除く。）
- (3) 評価基準の決定
- (4) 次条第1項の評価委員会の庶務
- (5) 前各号に掲げるもののほかプロポーザル方式の実施に必要な事項
(評価委員会等)

第7条 市長は、提案書の評価を評価基準に基づき公平かつ公正に行うため、契約案件ごとに各務原市附属機関条例（令和3年条例第33号）別表第2に掲げる契約の相手方選定に係る委員会（以下「評価委員会」という。）に提案採用者の候補を選定させなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市の職員により適正な評価が可能である場合は、市の職員で構成される評価審査会（以下「評価審査会」という。）を設置し、提案採用者の候補を選定させることができる。この場合において、市の職員により

適正な評価が可能である理由について明確にしておかなければならない。

- 3 評価審査会の委員（以下「委員」という。）は、契約案件に応じ、課等の長及び参事以上の職にある者その他市長が適当と認めた職員のうちから市長が任命する。
- 4 評価審査会に委員長を置き、委員の互選により決定する。ただし、所管課等が置かれる部等の長及び所管課長等は、契約案件の性質、専門性その他の事情によりやむを得ないと認められる場合を除き、委員長となることができない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議等）

第7条の2 評価審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、評価審査会が新設された場合において最初に会議を開くときは、所管課長等が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、原則として非公開とする。
- 4 評価審査会は、提案書の評価を行うに当たり、提案書を提出した者から内容の説明を受けることができる。
- 5 評価審査会は、委員それぞれが提出された全ての提案書の内容について評価をし、提案採用者の候補を選定するものとする。この場合において、評価は、次の各号に掲げるいずれかの方法で行うものとし、かつ、採用する方法をあらかじめ定めておかなければならない。
 - (1) 評価基準の項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計が最も高い提案書を提出した者を提案採用者の候補として選定する方法（以下「合計点方式」という。）
 - (2) 評価基準の項目ごとに点数を付し、委員それぞれの点数の合計点が高いものの順に順位を付し、当該順位を点数とし、その合計が最も低い者を提案採用者の候補として選定する方法（以下「順位点方式」という。）
- 6 合計点方式の点数の合計が最も高い提案書又は順位点方式の点数の合計が最も低い提案書が複数あった場合は、委員長が提案採用者の候補を決定するものとする。

（提案採用者の決定手続）

第8条 市長は、評価委員会又は評価審査会の評価を参酌して提案採用者を決定するものとする。ただし、当該契約案件が、設計額等3,000万円以上の工事、設計

額等500万円以上の委託又は設計額等1,000万円以上の製造の請負、物件の買入れその他の契約に関するものであるときは、各務原市指名業者審査委員会が提案採用者の候補について事前に審査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、評価委員会又は評価審査会により選定された提案採用者の候補の提案書の点数が著しく低いと認めるときは、提案採用者を決定しないことができる。

3 市長は、提案採用者及び提案採用者とならなかった者に、その旨を通知するものとする。

(実施上の留意事項)

第9条 提出された提案書は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）その他の法令により提案書の開示等が必要となる場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。

2 提案採用者以外の提案書は、原則として、当該提案者に返却するものとする。

(仕様の確定)

第10条 所管課長等は、当該契約案件について提案採用者と協議し、仕様を確定するものとする。

2 所管課長等は、仕様を確定させたときは、速やかにその旨を総務部契約経理課長に報告するものとする。

(提案採用者の資格喪失)

第11条 市長は、第8条第1項の規定により決定した提案採用者が、契約締結の日までに次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、提案採用者としての資格を喪失させることができる。この場合において、市長は、当該提案採用者に資格を喪失した旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(1) 提案書その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。

(3) 前条第1項の規定による協議が整わなかったとき。

(適用除外)

第12条 第3条、第8条第1項ただし書及び第10条第2項の規定は、各務原市契約に関する事務分掌を定める規程（平成22年訓令第10号）の規定により所管課の事務分掌となる契約には適用しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後にプロポーザル方式を実施しようとするものから適用する。

附 則（平成29年4月28日決裁）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年12月18日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年12月28日決裁）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月29日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年1月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和8年3月17日決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

総務部長 宛

(所管課長等)

プロポーザル方式採用協議書

各務原市プロポーザル方式実施要綱第3条第1項の規定により、プロポーザル方式の採用等について以下のとおり協議します。

事業名	
事業概要	
事業の概算金額	
履行期間又は履行期限	
提案書を求める方法	公募型プロポーザル方式・指名型プロポーザル方式
プロポーザル方式を採用する理由	
評価組織及び委員の案 ※職員による評価審査会で評価を行う場合は、適正に評価が可能な理由を明記すること	評価委員会・評価審査会
指名業者案	
予算措置時期	
その他	
担当者	(内線)

様式第2号 (第3条関係)

整理番号

年 月 日

(所管課長等) 宛

総務部長

プロポーザル方式採用結果通知書

年 月 日付けで協議のあったプロポーザル方式の採用等について、各務原市
プロポーザル方式実施要綱第3条第2項の規定により以下のとおり通知します。

事業名	
採用の可否	
特記事項	